

# 岐阜県公報

## 目次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ  
一

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項第二号から第四号までを次のとおり改める。

二 地震、火災、水害その他の災害により次に該当する場合その他これらに準ずる場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する七日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

三 地震、火災、水害その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 その都度必要と認める時間

四 地震、火災、水害その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上におけ

号外(2) 平成二十三年 四月二十二日

る職員の身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める時間

第七十五条第一項第八号中「国、地方公共団体又は公共的団体等のうち人事委員会が定めるものを行う」を「自発的に、かつ、報酬を得ないで」に、「自発的に、かつ、報酬を得ないで参加する場合で、それらの活動に参加するために」を「行うため」に、「とき」を「場合」に改め、同項第九号中、「(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）」を削る。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(平成二十三年における特例)

2 改正後の第七十五条第一項第八号の規定の適用については、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、同号中「五日」とあるのは「五日(へに掲げる活動であつて東日本大震災に関するもの及びひびに掲げる活動のうちへに掲げる活動に係るものであつて東日本大震災に関するものを行う場合にあつては七日)」とする。

平成二十三年四月二十一日発行

発 行 者  
岐 阜 県

岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター